

◎新潟県告示第761号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和8年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
訪問看護ステーションあやめ新発田	新	新発田市富塚町2丁目3-18 ロー ドテックビル2階 A号室	令和8年9月1日
	旧	新発田市富塚町2丁目3-18 長谷 川ビル2階	